

本会の予算、決算は総会の承認を得なければならない。

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる

第六章 付 則

第十六条 本会会則施行上、必要のある場合は、役員会にはかり、別に細則を設けることができる。

第十七条 本会会則は、昭和55年3月16日より実施する。

昭和56年 4月18日 一部改訂

平成26年 6月21日 一部改訂

令和 3年11月23日 一部改訂

令和 6年 4月20日 一部改訂